

2 財政措置・防災組織

項目	ページ
2-1 財政措置	14
2-2 熊本市防災関係機関連絡協議会会則	15
2-3 熊本市防災会議条例	17
2-4 熊本市防災会議委員名簿	19
2-5 熊本市災害対策本部条例	22
2-6 熊本市災害対策本部規程	23
2-7 熊本市災害警戒本部要綱	26
2-8 災害警戒本部業務細則	28
2-9 熊本市防災対策推進委員設置要綱	32
2-10 災害対策指揮室の設置運営要領	33
2-11 災害対策本部に関する様式	36

2-1 財政措置

本市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について計画を作成し、それを実施する責務を有するものである。したがって、この計画の実施を推進するための財政措置を行うものとする。

なお、財政措置の方法としては、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害予防

ア 災害時における生活必需品等を救助物資として被災者に対して直ちに支給できるよう、絶えず備蓄するための財政措置を行う。

イ 災害による応急対策、復旧・復興対策に必要な資材は、将来における不測の災害に備え、これを備蓄するため必要な財政措置に努める。

ウ 災害により公共土木施設等に及ぼす被害の軽減を図るための補修及び改良については、平常業務の一部として予算化しているが、この計画に基づく予防措置の徹底を期するため、可能な限り予算の増額等を行い、必要な財政措置に努める。

エ その他、防災訓練及び防災知識普及等に要する経費について、必要な財政措置に努める。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合における被災者の救助等の応急対策に要する必要経費については、当初予算におけるその見込み額の算出は困難であるので、既定予算が不足する場合、その状況に応じて必要な経費を予備費の充当や財政調整基金の活用等により暫定的な措置を行う。

また、災害の規模が大きくその被害が甚大であって多額な経費を要する場合は、補正予算の措置を行う。

(3) 災害復旧

災害により被害を受けた諸施設の復旧方法は、原則として原形復旧とするが、必要に応じて改良復旧を行うものとし、その財政措置としては、次により行う。

ア 各施設の被害状況及び重要度を考慮してそれぞれの復旧計画を樹立し、その方法を決定する。

イ 各部門にわたり国庫補助金、県補助金及び起債の対象となる事業については、それぞれの承認申請を行う。

ウ 補助金、起債等の対象となる事業でその特定財源の決定まで工事の施工を見合わせることできるものは、その特定財源の決定後において財政措置を行うものとするが、事業によって緊急に復旧を必要とする場合は、関係機関とよく協議して承認可能な範囲内において必要最小限度の財政措置を行い、歳入欠陥にならないよう留意する。

エ 以上の方法により財政措置を行うものとするが、既定予算措置が不足する場合、応急対策の必要経費と同様に災害の規模に応じその都度、補正予算の措置を行う。

2-2 熊本市防災関係機関連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、熊本市防災関係機関連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、防災に関する実務的かつ日常的な協議、連絡及び調整並びに防災に関する各種活動を行うことにより、災害発生の際の情報収集、応急対策等の円滑な遂行及び防災関係機関の連携の強化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、又は実施するものとする。

- (1) 熊本市の防災対策の推進に関すること。
- (2) 総合防災訓練、各種防災事業等に関すること。
- (3) 防災に係る講演会、研修会等に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表の防災関係機関から推薦された者で組織する。

(役員等)

第5条 協議会に会長及び会計監事各1名を置く。

- 2 会長は、熊本市政策局危機管理監がこれを務め、必要に応じて協議会を招集するとともに、これを主宰する。
- 3 会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会計監事は、協議会員の互選によって決定し、任期は2年とする。ただし、所属する防災関係機関の役職を離れたときは、後任者が残余期間を努めるものとする。
- 5 会計監事は、協議会の財務を監査する。

(総会)

第6条 協議会は、事業計画、予算、決算及び会則の改廃等について総会で審議し決定する。

(幹事会)

第7条 第3条の事務事業を円滑に運営するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会を構成する幹事は10名以内とし、協議会員の互選によって決定する。
- 3 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長各1名を置く。
- 5 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって決定する。
- 6 幹事長及び副幹事長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 幹事会は幹事長の招集により定期的を開催するものとする。

(会計)

第8条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充て、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、熊本市危機管理防災総室に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

別表

熊本地方気象台	国土交通省大阪航空局熊本空港事務所
国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所	熊本海上保安部
陸上自衛隊第8師団第42即応機動連隊	熊本県危機管理防災課
熊本県熊本土木事務所	熊本県警察本部警備部警備第二課
熊本中央警察署	熊本南警察署
熊本東警察署	熊本北合志警察署
西日本電信電話株式会社熊本支店	日本赤十字社熊本県支部
九州電力株式会社熊本東営業所	日本郵便株式会社 熊本中央郵便局
九州旅客鉄道株式会社熊本支社	西日本高速道路(株) 九州支社熊本高速道路事務所
(一社) 熊本市医師会	九州電力株式会社熊本西営業所
(社) 熊本県エルピーガス協会	西部ガス株式会社 供給本部熊本供給管理センター
(社) 熊本県トラック協会	(社) 熊本県建設業協会熊本支部
熊本市防災協会	熊本市社会福祉協議会
熊本シティエフエム	(社) 日本アマチュア無線連盟熊本県支部
国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所	九州電力株式会社宇城営業所
九州電力株式会社玉名営業所	
熊本市健康福祉局地域医療課	熊本市健康福祉局地域保健福祉課
熊本市都市建設局建築指導課	熊本市都市建設局土木総務課
熊本市都市建設局東部土木センター	熊本市都市建設局西部土木センター
熊本市都市建設局北部土木センター	熊本市消防局消防課
熊本市上下水道局総務課	熊本市政策局危機管理防災総室

2-3 熊本市防災会議条例

昭和38年3月23日
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、熊本市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 熊本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平14条例7・平17条例75・平22条例103・平24条例118・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 熊本県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、防災行政を推進する上で、市長が必要と認めて任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、70人以内とする。
- 7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平9条例2・平14条例44・平22条例103・平23条例59・平24条例118・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平14条例44・平14条例45・平22条例103・一部改正)

附 則 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(熊本市災害対策本部条例の一部改正)

2 熊本市災害対策本部条例(昭和38年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成12年3月30日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(熊本市水防協議会条例の廃止)

2 熊本市水防協議会条例(昭和25年条例第4号)は、廃止する。

附 則 (平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月15日条例第103号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月19日条例第59号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第118号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-4 熊本市防災会議委員名簿

区分	機 関 名	委員職名	所 在 地	T E L
会長	熊本市	市長	中央区手取本町 1-1	328-2111
(1)	九州財務局	主計第一課長	中央区二の丸 1-2	353-6351
	九州森林管理局 森林整備部	災害調整専門官	西区京町本丁 2-7	328-3631
	熊本地方気象台	次長	西区春日 2 丁目 10 番 1 号	324-3283
	熊本空港事務所	総務課長	上益城郡益城町大字小谷	232-2853
	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	調査第一課長	東区西原 1 丁目 12-1	382-1111
	九州地方整備局 菊池川河川事務所	調査課長	山鹿市山鹿 178 番	0968-44-2171
	熊本海上保安部	警備救難課長	宇城市三角町三角浦 1160-20	0964-52-3103
(2)	熊本県	熊本県危機管理監	中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号	333-2115
	〃	県央広域本部土木部長	中央区八王寺町 1-20	273-9632
(3)	熊本県警察	熊本中央警察署長	中央区草葉町 5-13	323-0110
	〃	熊本南警察署長	南区十禅寺 3 丁目 3-28	326-0110
	〃	熊本東警察署長	東区東町 3 丁目 11-48	368-0110
	〃	熊本北合志警察署長	北区飛田 4 丁目 10-19	351-6570
(4)	熊本市	副市長	中央区手取本町 1-1	328-2111
	〃	副市長	〃	〃
	〃	政策局長	〃	〃
	〃	危機管理監	〃	〃
	〃	議会事務局長	〃	〃
	〃	総務局長	〃	〃
	〃	市民局長	〃	〃
	〃	財政局長	〃	〃
	〃	健康福祉局長	〃	〃
	〃	環境局長	〃	〃

区分	機 関 名	委員職名	所 在 地	T E L
	〃	農水局長	〃	〃
	〃	経済観光局長	〃	〃
	〃	都市建設局長	〃	〃
	〃	中央区長	〃	328-2555
	〃	東区長	東区東本町 16-30	367-9111
	〃	西区長	西区小島 2 丁目 7-1	329-1111
	〃	南区長	南区富合町清藤 400	357-4111
	〃	北区長	北区植木町岩野 238-1	272-1111
	〃	交通事業管理者	中央区大江 5 丁目 1-40	361-5211
	〃	上下水道事業管理者	中央区水前寺 6 丁目 2-45	381-1133
	〃	病院事業管理者	東区湖東 1 丁目 1-60	365-1711
(5)	熊本市	教育長	中央区手取本町 1-1	328-2111
(6)	熊本市	消防局長	中央区大江 3 丁目 1-3	363-0119
	〃	消防団長	〃	〃
(7)	日本郵便株式会社 熊本中央郵便局	局長	中央区新町 2 丁目 1-1	355-1287
	N H K 熊本放送局	放送部長	中央区千葉城町 2-7	326-8203
	日本赤十字社 熊本県支部	事業推進課長	東区長嶺南 2 丁目 1-1	384-2111
	西日本電信電話株式会社 熊本支店	設備部長	中央区桜町 3-1	321-3083
	九州電力株式会社 熊本東営業所	所長	中央区上水前寺 1 丁目 6-36	0120-986-604
	西部ガス株式会社 熊本地区	理事 熊本支配人	中央区萩原町 14-10	370-8611
	株式会社熊本日日新聞社	総務部長	中央区世安町 172	361-3111
	株式会社熊本放送	報道制作局長	中央区山崎町 30	328-5500
	株式会社テレビ熊本	総務担当部長	北区徳王町 440	354-3411
	株式会社熊本県民テレビ	総務局長	中央区世安町 7 番地	363-6111
	熊本朝日放送株式会社	総務局長	西区二本木 1 丁目 5-12	359-9015

区分	機 関 名	委員職名	所 在 地	T E L
(8)	熊本市自主防災クラブ	会長	北区龍田	
(9)	公益社団法人 熊本県トラック協会	会長	東区東町 4 丁目 6-2	369-3968
	陸上自衛隊第 8 師団 第 4 2 即応機動連隊	連隊長	北区八景水谷 2 丁目 17-1	343-3141
	一般社団法人熊本市医師会	会長	中央区本荘 3 丁目 3-3	362-1221
	特定非営利活動法人 熊本消費者協会	会長	中央区水道町 14-15	355-6363
	株式会社エフエム熊本	総務企画部長	中央区千葉城町 5-50	353-3131
	株式会社 熊本シティエフエム	放送部長	中央区辛島町 8-23	323-6611
	社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	会長	中央区南千反畑町 10-7	322-2331
	熊本市老人クラブ連合会	会長	中央区花畑町 3-1	325-3272
	熊本市青少年健全育成 連絡協議会	会長	中央区手取本町 1-1	328-2277
	熊本婦人ボランティアの会	代表	西区春日 4 丁目 13-3	355-5741
	熊本市防災協会	会長	中央区大江 3 丁目 1-3 消防局予防課内	363-9620
	公益社団法人 熊本県看護協会	会長	東区東町 3 丁目 10-39	369-3203

2-5 熊本市災害対策本部条例

昭和38年3月23日
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、熊本市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平9条例2・一部改正）

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（平14条例45・一部改正）

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第2号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-6 熊本市災害対策本部規程

制定	昭和51年	6月	1日	制定
改正	昭和63年	4月	1日	改正
	平成3年	3月15日		改正
	平成7年	4月	1日	改正
	平成8年	4月	1日	改正
	平成8年	5月21日		改正
	平成10年	4月	1日	改正
	平成12年	3月24日		市長決裁
	平成13年	4月	1日	改正
	平成19年	6月	1日	市長決裁
	平成20年	5月28日		市長決裁
	平成21年	5月27日		市長決裁
	平成22年	10月	1日	危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成26年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成27年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成28年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成30年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成30年	5月31日		危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市災害対策本部条例(昭和38年条例第14号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、熊本市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、熊本市役所に置く。

(副本部長)

第3条 条例第2条第2項の災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、熊本市災害対策副本部長(以下「本部長」という。)が指名する副市長をもって充てる。

(本部員)

第4条 条例第2条第3項の災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、危機管理監、市長事務部局の各局長、議会事務局長、教育長、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、各区長及び本部長が指名する者をもって充てる。

2 本部員は、本部長の命を受け、その所掌事務に係る災害予防、災害応急対策、復旧及び復興に関する事務を推進し、所属職員を指揮監督する。

(本部長等の職務代理)

第5条 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した本部員がその職務を代理する。

(本部組織)

第6条 本部に本部会議、災害対策本部指揮室(以下「指揮室」という。)、総合調整室(以下「調整室」という。)、情報支援室、政策局対策部、総務局対策部、財政局対策部、市民局対策部、健康福祉局対策部、環境局対策部、経済観光局対策部、農水局対策部、都市建設局対策部、消防局対策部、交通局対策部、上下水道局対策部、病院局対策部、教育委員会対策部、中央区対策部、東区対策部、西区対策部、南区対策部、北区対策部及び応援対策部(以下これらを「対策部」という。)を置く。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部に現地災害対策本部を置くことができる。

(本部会議)

第7条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害予防及び災害応急対策に関する事項
- (2) 自衛隊の派遣要求に関する事項
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の発動に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

2 本部会議の会議(以下「会議」という。)は、必要な範囲で本部長が招集する。

3 会議にやむを得ない事情により出席できない本部員は、代理者を出席させるものとする。

4 本部長は、会議の議長となる。（調整室の事務）

第8条 調整室は、本部長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部会議に関すること。
- (2) 災害応急対策の総合調整に関すること。
- (3) 各対策部所掌事務の調整及び伝達に関すること。
- (4) 避難勧告及び避難指示に関すること。
- (5) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (6) 気象の予警報に関すること。
- (7) 防災関係機関等の連絡調整に関すること。
- (8) 被害状況の総括に関すること。
- (9) 被害状況等の報告及び公表に関すること。
- (10) 応援要請に関すること。
- (11) 自衛隊災害派遣の要請の要求等に関すること。
- (12) 防災情報機器の管理運営に関すること。
- (13) 本部の庶務に関すること。

（調整室の組織）

第9条 調整室に総合調整室長（以下「室長」という。）及び総合調整室副室長（以下「副室長」という。）を置き、室長に危機管理防災総室長、副室長に危機管理防災総室副室長をもって充てる。

2 調整室に調整班、情報班、広報班、総務班、受援班、物資供給班を置く。

3 前項の各班に班長及び班員を置き、班長及び班員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のうちから室長が指名する。

(1) 調整班

ア 班長 危機管理防災総室管理職職員

イ 副班長 消防局職員

ウ 班員 各局（局及び区役所並びに局に相当する組織をいう。以下同じ。）の主管課長又はこれに代わる職員

(2) 情報班

ア 班長 危機管理防災総室管理職職員

イ 班員 各局から数名の主幹級の職員、主査級の職員又はこれに代わる職員

(3) 広報班

ア 班長 広報課長

イ 班員 広報課職員

(4) 総務班

ア 班長 危機管理防災総室職員

イ 班員 危機管理防災総室職員

(5) 受援班

ア 班長 政策局又は総務局の課長級以上の職員

イ 副班長 政策局又は総務局の課長級以上の職員

ウ 班員 政策局、総務局、市民局及び経済観光局の職員

(6) 物資供給班

ア 班長 市民局又は経済観光局の課長級以上の職員

イ 班員 市民局、経済観光局及び健康福祉局の職員

（室長等の職務）

第10条 室長は、本部長の命を受け調整室を統括する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 室長は、必要な範囲で室員を招集することができる。

4 班長は、室長の命を受け、班の事務を処理し、所属班員を指揮監督する。

5 班員は、班長の命を受け、班の事務を処理する。

（対策部の事務）

第11条 対策部は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 地域防災計画に定めるところにより、事務を処理する。

(2) 各対策部は、必要な対策を立案したときは、これを調整室に合議するものとし、調整室は必要に応じてその内容を公表するなど必要な処置をとるものとする。

（対策部の組織）

第12条 各対策部に対策部長、班長及び班員を置く。

2 対策部長は、本部員をもって充てる。

3 班長及び班員は、対策部長所属の職員のうちから対策部長が指名した者をもって充てる。
(対策部長等の職務)

第13条 対策部長は、本部長の命を受け、対策部を統括する。

2 班長は、対策部長の命を受け、対策部の担当事務を分掌し、所属班員を指揮監督する。

3 対策部長に事故あるときは、本部長が指名する者が、その職務を代理する。

(現地災害対策本部)

第14条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、他の防災機関と連携し災害予防及び災害応急対策に従事する。

3 現地災害対策本部の組織等については、別に定める。

(被害速報)

第15条 各対策部長は、地域防災計画で定める様式による被害速報を調整室に対し、迅速に報告しなければならない。

2 室長は、前項による報告があったときは、これを取りまとめ、会議等に報告するとともに、室員その他に周知するものとする。

(事務処理の原則)

第16条 この規程に定める事項を処理するに当たっては、迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と十分協議しなければならない。

(補則)

第17条 この規程に定めるほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

2 熊本市災害対策本部運営要綱（昭和39年災害対策本部訓令第1号）は廃止する。

附 則

この規程は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年5月31日から施行する。

2-7 熊本市災害警戒本部要綱

制定	平成12年	4月	1日	制定
改正	平成19年	6月	1日	市長決裁
	平成20年	5月28日		市長決裁
	平成21年	5月27日		市長決裁
	平成22年	10月	1日	危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成27年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成28年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市災害対策本部設置前における災害（風水害を除く。）に関する情報収集活動、応急措置等を迅速かつ的確に行うために設置する熊本市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 気象庁発表による震度4以上の地震が、市域に発生した場合
- (2) 津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報又は津波警報が発表された場合
- (3) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(所掌事務)

第3条 警戒本部は、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 被害情報の収集、分析及び伝達に関すること。
- (2) 県及び防災関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 初期応急対策及び配備体制の検討に関すること。
- (4) 災害対策本部の設置の助言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な業務

(警戒本部組織)

第4条 警戒本部に本部室、区警戒部、土木警戒部、上下水道警戒部を置く。

- 2 警戒本部に本部長、副本部長を置く。
- 3 本部長は、市長をもって充てる。
- 4 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 5 本部室に統括本部室長及び統括本部室副室長を置く。
- 6 統括本部室長に危機管理監をもって充てる。
- 7 統括本部室副室長に危機管理防災総室長をもって充てる。

(本部長等の職務)

第5条 本部長は、警戒本部を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
- 3 統括本部室長は、各部を統轄する。
- 4 統括本部室副室長は、統括本部室長を補佐し、統括本部室長に事故があるときは、統括本部室長の職務を代理する。
- 5 各部の責任者は、各部を統轄し、所要の業務を行う。
- 6 各部の副責任者は、各部の責任者に事故があるときは、部の責任者の職務を代理する。

(本部室の組織及び業務)

第6条 本部室の組織及び業務については、災害警戒本部業務細則において定める。

(廃止)

第7条 本部長は、災害発生のおそれなくなったとき、その他必要なくなったと認めた場合は、警戒本部を廃止する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 熊本市地震災害情報収集本部規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2-8 災害警戒本部業務細則

災害警戒本部業務細則

1. 津波注意報発令態勢

- (1) この責任者は、危機管理防災総室職員があたる。
- (2) 本態勢の人員は津波・震災時災害警戒配備態勢図の「津波注意報発令態勢」のとおりとし、津波注意報発令時に出動する。但し、気象の状況により出動の可否並びに班の増員及び本部室員をおくことができる。さらに、区警戒部、土木警戒部(土木情報班、各土木センター)及び上下水道警戒部への出動要請ができる。
- (3) 本部室では、潮位等の情報を絶えず注意しながら、市民からの情報や県、市消防局等からの各種情報の収集、集計整理にあたり、責任者のもとで判断し処理する。
- (4) 今後の気象状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるときには、危機管理防災総室長に連絡し、警戒配備態勢の要請を行い、警戒配備態勢の出動の命を受けたら直ちに配備計画表に従って関係者へ出動の旨を伝達する。
- (5) 津波注意報発令態勢時の要員は、警戒配備態勢責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

2. 地震注意態勢

- (1) この責任者は、危機管理防災総室職員があたる。
- (2) 本態勢の人員は津波・震災時災害警戒配備態勢図の「地震注意態勢」のとおりとし、地震が発生し市域で震度4を観測した場合に出動し、本部室情報班、区警戒部、土木警戒部、上下水道警戒部を設置する。但し、区警戒部及び土木警戒部の土木センターは震度4を観測した管轄の区役所及び土木センターのみ設置する。
- (3) 本部室では、地震の情報を絶えず注意しながら、市民からの情報や県、市消防局等からの各種情報の収集、集計整理にあたり、責任者のもとで判断し処理する。
- (4) 責任者は、今後の気象状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるときには、危機管理防災総室長に連絡し、警戒配備態勢の要請を行い、警戒配備態勢の出動の命を受けたら直ちに配備計画表に従って関係者へ出動の旨を伝達する。
- (5) 地震注意態勢時の要員は、警戒配備態勢責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

3. 警戒配備態勢

- (1) この責任者は、危機管理防災総室の部長級職員があたる。また、各部にはそれぞれに責任者、副責任者をあてる。
- (2) 本態勢の人員は津波・震災時災害警戒配備態勢図の「警戒配備態勢」のとおりとし、高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合や、地震が発生し市域で震度5弱を観測した場合に出動し、本部室に情報部、対応部を設置。区警戒部、土木警戒部、上下水道警戒部を設置又は充実させる。また、必要に応じて小島河川防災センター、白川地域防災センターに警戒班を待機さ

せることができる。

- (3) 警戒配備の任務は、気象情報、災害情報、河川の水位及び潮位の状況を観測する。また、危険地域の巡視、警戒にあたる。
- (4) 「水防等に関する情報の伝達方法」に従い、熊本市被害状況速報を作成し、防災関係各課・関係機関に情報を連絡(人員伝達及びFAX送付)する。
- (5) 警戒配備人員の範囲において、小規模災害の応急対策にあたる。
- (6) 責任者は、推移する状況を的確に判断し、警戒配備要員により対処可能な限界を早期に察し、危機管理監に連絡し、1号配備の要請を行い、1号配備態勢の出動の命を受けたら直ちに配備計画表に従って関係者へ出動の旨を伝達する。
- (7) 警戒配備態勢時の要員は、1号配備態勢責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

4. 1号配備態勢

- (1) この責任者は、危機管理防災総室の部長級職員があたる。また、各部にはそれぞれに責任者、副責任者をあてる。
- (2) 本態勢の人員は津波・震災時災害警戒配備態勢図の「1号配備態勢」のとおりとし、津波警報が発表された場合や、地震が発生し市域で震度5強以上の地震を観測した場合に出動し、本部室情報部、本部室対応部、区警戒部、土木警戒部、上下水道警戒部を充実させる。また、必要に応じて小島河川防災センター、白川地域防災センターに警戒班を待機させることができる。
- (3) 1号配備の任務は、警戒配備責任者より情報を引き継ぎ、気象情報、災害情報、河川の水位及び潮位の状況を観測する。また、危険地域の巡視、警戒にあたるほか、応急対策の実働に対処する。(各警戒部に情報伝達)
- (4) 「水防等に関する情報の伝達方法」に従い、熊本市被害状況速報を作成し、防災関係各課・関係機関に情報を連絡(人員伝達及びFAX送付)する。
- (5) 警戒配備人員の範囲において、小規模災害の応急対策にあたる。
- (6) 責任者は、推移する状況を的確に判断し、1号配備要員により対処可能な限界を早期に察し、局地的被害が発生した場合には、直ちに災害対策本部設置(2号配備態勢)の要請を行う。
- (7) 1号配備態勢時の要員は、災害対策本部設置(2号配備態勢)後は、その指揮下に入る。

熊本市災害警戒本部設置及び職員の配備基準

態勢	配備態勢	配備時期	配備内容	本部設置・配備規模等	配備動 員計画
災 害 警 戒 本 部	【津波】 注意報発 令態勢	・津波注意報が発表された 場合	少数の人員をもって、津 波に関する各種情報の 収集、伝達及び連絡等に 当たる体制とする。 待機の場所は本部室と する。	・災害警戒本部の設置 ・津波注意報発令態勢は 責任者以下3名程度で 津波・震災時災害警戒配 備態勢図に定める人数 の職員とする。	災害警 戒本部 組織図 による。
	【地震】 注意態勢	・地震が発生し市域で震度 4を観測した場合	少数の人員をもって、地 震に関する各種情報の 収集、伝達及び連絡等に 当たる体制とする。	・注意態勢は責任者以下 20～50名程度で津 波・震災時災害警戒配備 態勢図に定める人数の 職員と する。 ・区警戒部は震度4を観 測した管轄の区役所の み設置する。	同上
	警戒配備 態勢	・高潮注意報・警報に加え 津波注意報が発表された 場合 ・地震が発生し市域で震度 5弱を観測した場合 ・その他本部長が必要によ り当該配置を指示したと き	気象予警報、災害情報、 被害報告、その他情報の 収集・伝達及び応急対策 活動が実施できる体制 とする。	・170名程度で津波・ 震災時災害警戒配備態 勢図に定める人数の職 員をもって編成するが、 担当 課の要員数については、 別に定める。	同上
	1号配備 態勢	・津波警報が発表された場 合 ・地震が発生し市域で震度 5強以上を観測した場合 ・その他本部長が必要によ り当該配置を指示したと き	気象予警報、災害情報、 被害報告、その他情報の 収集・伝達及び応急対策 活動が実施できる体制 とする。	・220名程度で津波・ 震災時災害警戒配備態 勢図に定める人数の職 員をもって編成するが、 各 班の要員数については 別に定める。	

災 害 対 策 本 部	2号配備 態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報が発表された場合 ・局地的な災害が発生した場合 	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又3号配備に直ちに移行できる体制とする。	災害対策本部
	3号配備 態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が発生し、さらに市全域にわたり被害が拡大するおそれがある場合 	2号配備によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備に直ちに移行できる体制とする。	
	4号配備 態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸部全域に災害が発生し被害が甚大な場合 ・地震が発生し市域で震度6弱以上を観測した場合 ・市全域にわたり災害が発生し特に被害が甚大な場合 	3号配備によりがたく、災害対策本部の職員を更に、増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	

2-9 熊本市防災対策推進委員設置要綱

(設置)

第1条 本市の防災行政を推進するため、各局（局及び区役所並びに局に相当する組織をいう。以下同じ。）内の防災対策を確立させるとともに、これを市の組織として機能的に運用させる方策を検討する等、防災対策の充実に努めることを目的として、防災対策推進委員（以下「委員」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 危機管理防災総室長
- (2) 危機管理防災総室副室長
- (3) 各局区から推薦された正委員1名及び副委員若干名

2 正委員及び副委員は、原則として主幹級又は主査級の職員とする。

3 正委員及び副委員に欠員を生じた局は、速やかに後任を推薦しなければならない。

(職務)

第3条 委員は、次の職務に携わる。

- (1) 地域防災計画に掲げる各局区担当部分の計画立案に関すること。
- (2) 地域防災計画に沿った防災のための職員マニュアルの作成に関すること。
- (2) 災害対策本部設置時における本部機能への支援等に関すること。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、防災行政の推進に関すること。

2 正委員は、局区内の防災対策のとりまとめを行う。

3 副委員は、正委員に協力し、正委員に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 危機管理防災総室長は、必要と認める場合に、委員による会議を開催し、これを主宰する。

2 会議において議決すべき事項がある場合は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第5条 委員に関する庶務は、政策局危機管理防災総室において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めのない事項については、会議で定める。

2-10 災害対策指揮室の設置運営要領

1 災害対策指揮室の目的

風水害、地震・津波災害及び国民保護事態等の危機事象の発生または発生の恐れがある場合等において、市長（災害対策本部長）等が市としての重要な意思決定とそれに基づく指揮、指示等を迅速かつ的確に行うため、必要な情報の収集、分析、判断を行う場として、「災害対策指揮室（以下、「指揮室」という。）」を設置する。

2 指揮室の開設・運用の考え方

(1) 指揮室の開設及び閉鎖

ア 開設

(ア) 市民の生命・身体・財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は危機管理監のいずれかが必要と認める場合、指揮室を開設する。

(イ) 開設後は、危機管理監又はその代理者が指揮室を管理するとともに、必要となる防災関係機関等（国交省、自衛隊、県、県警、ライフライン関係等）に対して連絡要員の派遣を要請する。

イ 閉鎖

危機事象が概ね収束した場合、市長の指示に基づき、指揮室を閉鎖する。

(2) 指揮室の運用

ア 冷静に情報を分析し、重要な決定を行うことができる環境を確保するため、指揮室への入室は市の幹部職員（危機事象に係わる主たる関係局長）、危機管理防災総室の職員、防災関係機関の連絡要員など必要不可欠な者に限定する。

イ 指揮室の電話回線等は秘匿し、報道機関や市民等からの照会対応は行わないものとする。

ウ 危機管理管理監は、指揮室で勤務する危機管理防災室の職員の配置基準を定めておくものとする。

(ア) 危機事象に照らし指揮室の開設が予期される場合は、職員1名を配置し、指揮室の開設準備に着手させる。

(イ) 開設時には、情報システム運用要員、情報の集約（把握）と連絡調整要員等複数の必要な要員を確保し運営する。

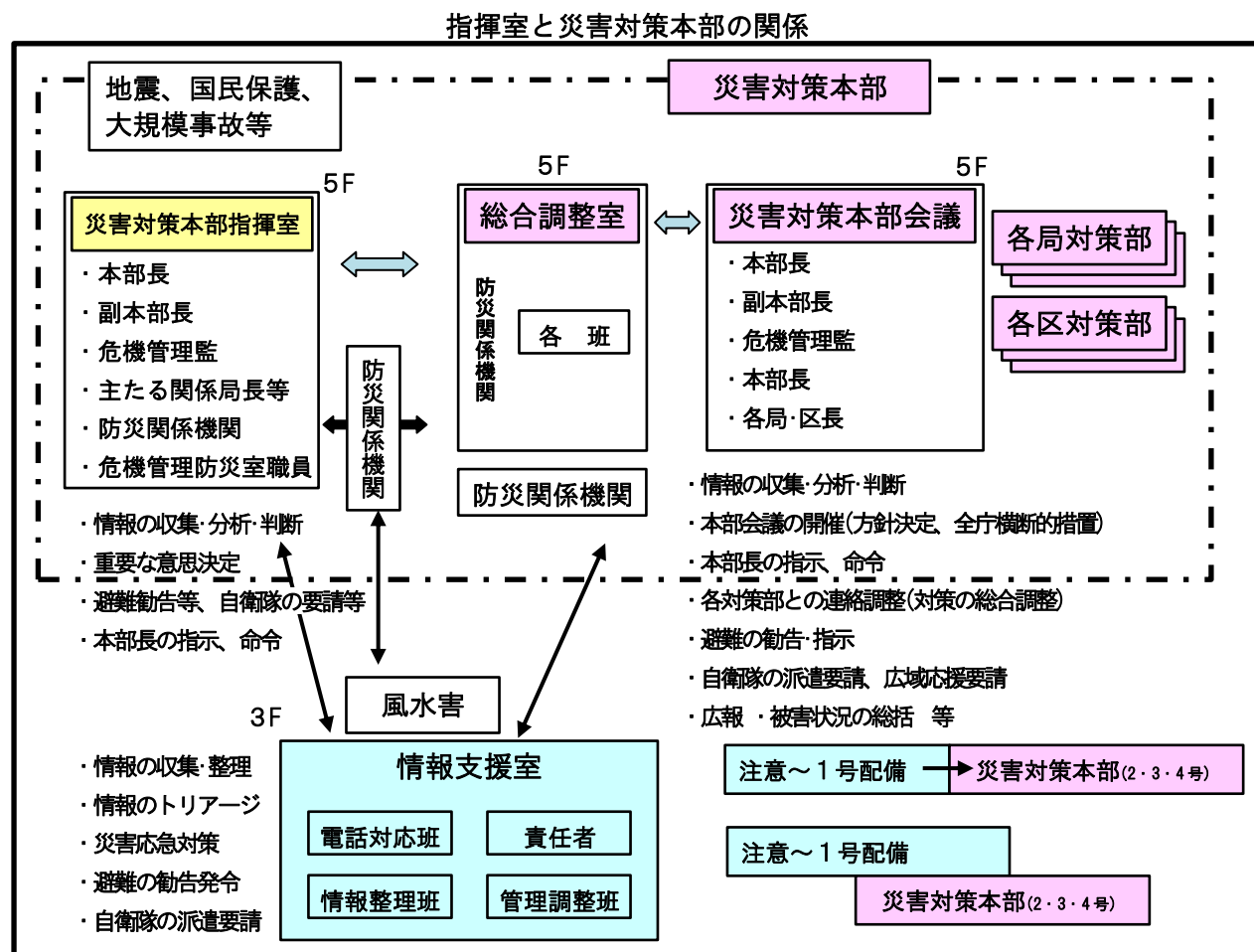
(ウ) 指揮室入口及び5F西側入口の鍵の管理は、勤務時間外においては、守衛室から借用する。

3 指揮室で提供する重要情報及び意思決定事項等

以下事項を基本に、実施する。

- ① 開設初動時における危機事象の状況の報告
- ② 緊急的な重要情報の適時の提供
- ③ 災害等情報の集約と分析情報の提供
- ④ 緊急で重要な意思決定とそれに伴う指揮命令・指示・措置等（災害対策本部会議での意思決定時事項を除く）
 - ・避難勧告の発令等緊急的な意思決定
 - ・対策本部の設置
 - ・自衛隊の災害派遣要請、広域応援要請の決定
 - ・意思決定に伴う、指示・措置事項等
 - ・その他
- ⑤ 危機事案対応の状況報告（中間報告含む。）
- ⑥ 災害対策本部会議の開催と意思決定事項の細部事項
 - ・応急災害活動等の対応方針決定
 - ・各局・区等横断的な対応・措置事項等
- ⑦ その他、市長（本部長）の意思決定、措置等の補佐に関する事項

4 指揮室と災害対策本部との関係（概念図）



5 指揮室整備の考え方

指揮室には、C ネット端末、関係機関とのホットライン電話を含む情報・通信機器等を常備し、常時、開設及び運用が可能な状態を維持するとともに、必要な情報機器等について順次整備を行うものとする。

別紙「災害対策指揮室整備方針」による。

災害対策本部指揮室整備方針

1 目的

一定レベル以上の災害や危機管理事象において、防災関係機関の連絡要員等も含めた幹部職員が待機し、情報の集約・分析・意思決定を行うための「災害対策本部指揮室」を新たに設置することから、今後の整備方針を以下のとおりとし順次進めていく。

2 整備スケジュール

これから本格的な台風時期を迎えることから、現時点でできる整備（第1期整備）と、補正予算や当初予算などで対応する整備（第2期整備）とに分けて行なう。

なお、第1期整備は、9月21日を目処とする。

3 整備

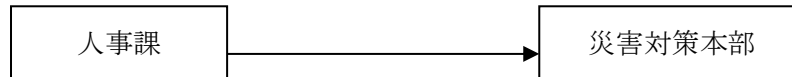
①第1期整備（9月18日週を目処）

資機材	内容・数量等	備考
地図	以下の地図を用意 ・白川等洪水ハザードマップ (国・県管理) ・熊本市全図	
イエデンワ	関係機関用：5台 消防局用：2台 危機管理用：1台 合計：8台	更に2次整備で拡充予定
内線電話	3台	
内線電話 (危機管理室用)	1台	
ホワイトボード	2面	消防局より代替ボード×2を運用
Cネット関連機器	・情報収集用としてインターネット規制解除したCネット端末2台 ・プリンタ1台	
テレビ	1台	管財課で設置済
状況表示版	1面	
関係機関連絡表	1面	
時系列表（関係機関）	1面	
時系列表（全般）	1面	

②第2期整備（12月補正予算にて対応）

資機材	内容・数量等	備考
OAフロア	機器類設置に伴い、床面をOAフロア化する。	管財課と検討
パソコン (ノートパソコン)	他機関の情報収集用として2台(想定：国土交通省・自衛隊・県警)	Cネットは職員のみ利用(熊本市情報ネットワークシステム 情報セキュリティ対策実施手順)であることから、他機関の情報収集用パソコンを用意する。
インターネット回線	1回線	上記で用意するPCは、Cネット機器ではないため、Cネットと接続することができない。そのため、インターネット回線を別途開通する。
情報収集用面モニター	モニター×2	熊本市防災情報システム改修要。 注：現場映像等が提供で見ること。
タブレット端末	指揮室と3F危機管理室間との直接的会議用×3	

(様式5号)



※ 災害対策本部従事者集計表は、災害対策本部設置後は、毎日17時までに集計して、災害対策本部室へ報告して下さい。

災害対策本部従事者数集計表				
局名	災害対策本部従事者数 (A)	職員数 (B)	従事者の割合 (B)/(A)×100	備考
政策局				
総務局	人	人	%	
財政局				
市民局				
健康福祉局				
環境局				
経済観光局				
農水局				
都市建設局				
中央区役所				
東区役所				
西区役所				
南区役所				
北区役所				
病院局				
消防局				
交通局				
上下水道局				
教育委員会				
議会事務局 (応援対策部)				
合計				

